

○下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例

平成15年12月24日

町条例第30号

沿革 平成16年3月24日町条例第6号

平成25年3月22日町条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第17条）

第3章 下諏訪町男女共同参画審議会（第18条—第20条）

附則

前文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、ともに参画できる社会を実現することは、みんなの願いです。少子高齢化、情報化、国際化等大きく社会が変化する中において、一人ひとりがいきいきと暮らすことができ、下諏訪町が更に発展を続けるためには、男女が対等な立場で自らの意志と責任により社会参画をすることが重要です。

下諏訪町では、男女共同参画の社会づくりに向けて積極的に取り組んできましたが、まだ多くの課題が残されています。

家庭においては、「男は仕事」「女は家庭」という性別による役割分担意識を無くし、家事、育児、介護を家族みんなで担い、地域においては、「男は主」「女は従」という古い慣習等にとらわれず、男女が対等に地域活動やボランティア活動等に積極的に参画することが望まれています。

事業所においては、育児休業、介護休業制度の積極的運用を図り、男女雇用機会均等法による採用、賃金、昇進、配置等男女差別の無い職場環境づくりが必要です。

また学校教育や生涯学習等あらゆる教育現場においては、人権教育や命と心の教育の充実が、なお一層望まれています。

そこで下諏訪町は、子どもからお年寄りまで男女が共に助け合い、男女間における暴力や差別が無く、心豊かにいきいき暮らせる社会を目指してこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画による社会づくりの基本理念と、町、町民、事業者等それぞれの責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画についての施策の基本的な事項を定め、下諏訪町を構成する全ての人の協働と努力によって、だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、あらゆる場において対等に参画できる社会の実現を目指すことを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この条例に使う用語の意義は、次に定めるものとします。

- (1) 「男女共同参画」とは、だれもが性別にかかわらず個人として尊重されるとともに、あらゆる場において対等に参画する機会が確保され、個性と能力を發揮することができ、その結果を分かち合い共に責任を負うことをいいます。
- (2) 「町民」とは、下諏訪町に在住、在勤、在学する人をいいます。
- (3) 「事業者」とは、公的機関、民間、営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人並びにその他の団体をいいます。
- (4) 「協働」とは、町、町民、事業者等の複数の異なる主体が、共通の目標のもとに合意し、継続的で対等な協力関係を形成するとともに、それぞれが持つ能力や資源を提供し合うことによって、単独で行うよりもよい効果を生み出すことをいいます。
- (5) 「暴力」とは、次の行為等をいいます。

ア ドメスティック・バイオレンス 夫婦、パートナー、恋人等の親密な関係において、身体や性や心を傷つけ、理由無く放置、無視する等自由と安全を脅かす行為をいいます。

イ セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。

ウ その他 レイプ、ストーカー行為等をいいます。

- (6) 「差別」とは、直接的差別、間接的差別をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を実現するための基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 町民一人ひとりが性別による差別をされず、個性と能力を發揮する機会が確保され、人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。

- (3) 男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。
- (4) 政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。
- (5) 男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠、出産等健康について自らの意思が尊重され、共に心身の健康が維持されること。
- (6) 男女共同参画の社会づくりには、国際社会での取組が反映されること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。

2 町は、男女共同参画による社会づくりを推進するための情報と機会を積極的に提供し、その推進に関する施策を実施するときは、町民、事業者に協働を求めるとともに、基本理念に基づき国及び他の地方公共団体と連携するものとします。

3 町は、率先して男女共同参画を推進するものとします。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、政策、方針等の意思決定の過程に自ら積極的に参画するなど、男女共同参画社会づくりの担い手として、町、事業者と協働するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、町や町民と協働して取り組む事業活動に際して、男女共同参画できる環境整備に積極的に取り組むよう次の事項について努力するものとします。

- (1) 職業生活と家事、子育て、介護等家庭生活とが両立できるよう職場環境の整備
- (2) それぞれの事業活動を行うに当たり、性別による差別的な取扱いが無く、能力が発揮できる職場環境の整備
- (3) 男女共同参画推進の取組状況に関し、町が報告を求めた場合、これに協力します。

(教育関係者の責務)

第7条 青少年育成関係者、生涯学習関係者を含む全ての教育関係者は、あらゆる機

会を通して男女共同参画社会づくりの基本理念に基づく指導に努めなければなりません。

(秘密の保持)

第8条 町民及び事業者は、男女共同参画の推進に際して知り得た個人情報については、生涯守秘義務を負うものとします。

(性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、性別を原因とする差別的な取扱い及びドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の暴力を行ってははいけません。

(差別的表現への配慮)

第10条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の人に対して表示する情報について、次の表現を行わないよう努めるものとします。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長若しくは連想させる表現
- (2) 人権を侵害する性的な表現

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第11条 町は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画計画を策定するものとします。

2 町長は、男女共同参画計画を策定又は変更しようとするときは、町民の意見を十分に反映させるために、第18条に定める下諏訪町男女共同参画審議会に諮問するものとします。

3 町長は、男女共同参画計画を策定又は変更した場合、遅滞なく公表するものとします。

4 町長は、男女共同参画計画によって施策を実施し、その実施状況を調査し結果を公表するものとします。

5 町長は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、町の施策等に必要な措置を講ずるものとします。

(広報活動)

第12条 町は、基本理念に関する町民及び事業者等の理解を深めるために、男女共

同参画に関する広報活動を充実させるよう努めます。

(町民に対する支援)

第13条 町は、男女が家庭生活における活動と、職業生活やその他の社会生活における活動が両立できるよう必要な支援を積極的に行うものとします。

(1) 男女共同参画を推進するための学習の場及び情報の提供

(2) 町は、子育て及び介護等への支援を積極的に行います。

(事業者に対する支援)

第14条 町は、事業者が行う男女共同参画の推進に資するために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に関する情報及び学習の場の提供等必要な支援を行うものとします。

(教育活動に対する支援)

第15条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育及びその他あらゆる教育の場において、個人の尊重や男女平等についての指導が充実するよう支援し、男女共同参画についての理解を深めるよう努めるものとします。

2 町は、町民及び事業者が国際社会に通用する人権尊重と男女共同参画の理念を学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

(審議会等の委員)

第16条 町は、委嘱又は任命する審議会等において、委員はできる限り男女の数が均衡した構成とするものとします。

(相談・苦情の処理)

第17条 町長は、次に掲げる相談又は苦情があった場合は、速やかに状況を調査し、必要に応じて関係機関等と連携して適切な対策を講ずるものとします。

(1) 性別による差別等、男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合

(2) 町が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情

第3章 下諏訪町男女共同参画審議会

(設置等)

第18条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するために、下諏訪町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議するものとします。

(1) 男女共同参画の基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について、町長に意見を述べることができるものとします。

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する人のうちから町長が委嘱します。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 審議会には、会長及び副会長1人を置き、委員が互選するものとします。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるものとします。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下諏訪町条例第3号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年3月24日）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。